地域に密着した動物愛護活動をしています!



動物愛護推進員って?

動物の愛護管理に関する住民からの要望や課題は地域によって様々です。

そのため、その地域の実態を十分理解し、地域に根付いた活動を行っている方々の力を借り、行政が立ち入ることのできない活動を含めて住民活動として広げていくことが 重要です。

この地域に根付いた住民活動の中心的な役割を果たす方が**動物愛護推進員**です。

千葉県では令和6年度、72名を委嘱しています。

動物愛護推進員ってどんなことするの?

- 1 動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民によく理解してもらう。
- 2 住民からの要望に応じて、犬・猫等の避妊や去勢の手術等に必要な助言を行う。
- 3 動物の所有者等からの要望に応じて、新しい飼い主をみつけるのに必要となる支援を行う。
- 4 行政が行う動物の愛護と適正な飼養の推進のための施策に協力する。
- 5 災害時において、行政が行う犬・猫等の動物の避難、保護等に関する施策に協力 する。

どんな人達がなっているの?

獣医師、訓練士をはじめ、主婦や会社員等、様々な立場の方々が動物愛護推進員として 活躍しています。

動物愛護推進員と連絡をとりたいのですが?

その地域を管轄する保健所 (健康福祉センター) に問い合わせることにより、状況に 応じた推進員を紹介してもらうことができます。 (一部、推進員不在地域有り)



動物愛護推進員に関するお問い合わせ先

千葉県庁 衛生指導課 公衆衛生獣医班

電話 043(223)2642 FAX 043(227)2713 Email:eisi5@mz.pref.chiba.lg.jp